

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買管理体制の整備)</p> <p>第 2 2 条の 2 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(上場適格性調査体制の整備)</p> <p><u>第 2 2 条の 4 幹事取引参加者 (有価証券上場規程第 2 条第 2 5 号に定める幹事取引参加者をいう。) は、当取引所が定めるところにより、有価証券の上場適格性に係る調査体制を整備しなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 2 条の 2 の改正規定は、平成 1 9 年 1 2 月 1 日から施行する。</p>	<p>(売買管理体制の整備)</p> <p>第 2 2 条の 2 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、<u>顧客による</u>不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者における不公正取引の防止のための 売買管理体制に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の売買管理体制の整備は、取引参加者が 社内規則の制定その他の必要な措置を講じること により、当取引所の市場における有価証券の 売買(業務規程第2条第1項に規定する株券、 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券 の売買に限る。)に関して、取引参加者における 不公正取引を防止し、もって当取引所及び取引 参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護 に資することを目的とする。</p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第2条 取引参加者は、取引参加者が<u>その顧客に よる不公正取引を防止するために行う売買管理</u> に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内 規則を整備することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(社内記録の作成、保存)</p> <p>第5条 取引参加者は、次に掲げる事項について 社内記録を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第3号に規定する売買審査の結果</u> (不公正取引に該当しないことが明らかな場 合を除く。)及び顧客に対して行った措置</p> <p><u>(自己売買に係る管理)</u></p>	<p>取引参加者における<u>顧客による</u>不公正取引の防 止のための売買管理体制に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の売買管理体制の整備は、取引参加者が 社内規則の制定その他の必要な措置を講じること により、当取引所の市場における有価証券の 売買(業務規程第2条第1項に規定する株券、 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券 の売買に限る。)に関して、取引参加者における <u>顧客による</u>不公正取引を防止し、もって当取引 所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投 資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第2条 取引参加者は、取引参加者が行う売買管 理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社 内規則を整備することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(社内記録の作成、保存)</p> <p>第5条 取引参加者は、次に掲げる事項について 社内記録を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買審査の結果(不公正取引に該当し ないことが明らかな場合を除く。)及び顧客に 対して行った措置</p>

第7条 取引参加者は、自己の計算による売買について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成19年12月1日から施行する。

取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第22条の4の規定に基づき、幹事取引参加者が整備する上場適格性調査体制について、必要な事項を定める。

2 前項の上場適格性調査体制の整備は、幹事取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の取引参加者として当取引所の市場への上場の適格性に関する調査の水準を維持・向上し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則において別に定める場合を除き、有価証券上場規程(以下「上場規程」という。)において定めるところによるものとする。

(上場適格性調査の実施)

第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査(以下「上場適格性調査」という。)を行うものとする。

(1) 本則市場へ新規上場申請が行われる株券等(テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。)

上場規程第207条第1項各号に掲げる事項

(2) マザーズへ新規上場申請が行われる株券等(テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。)

上場規程第214条第1項各号に掲げる事項

(3) 保証付外国社債券以外の外国社債券(上場規程第904条第3項の適用を受ける外国社債券を除く。)

上場規程第904条第2項第1号に定める基準

(4) 保証付外国社債券(上場規程第904条第3項の適用を受ける保証付外国社債券を除く。)

上場規程第904条第2項第2号に定める基準

(5) 外国国債証券等

上場規程第905条に定める基準

(6) 不動産投資信託証券

上場規程第1206条第1項各号に掲げる事項

(監査人からの意見聴取)

第4条 幹事取引参加者は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(幹事取引参加者の交代等があった場合の対応)

第5条 幹事取引参加者は、新規上場申請を行おうとする者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

- (1) 指名を予定していた幹事取引参加者の交代
- (2) 選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代
- (3) 新規上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(社内記録の作成、保存)

第6条 幹事取引参加者は、新規上場申請を行った者に対する上場適格性調査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、新規上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 上場適格性調査において収集した資料及び情報(上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(上場日までの企業動向の把握)

第7条 幹事取引参加者は、新規上場申請を行った者について、当該新規上場申請後、上場日までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を当取引所へ報告するものとする。

(上場適格性調査の独立性の確保)

第8条 幹事取引参加者は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合は、この限りでない。

- (1) 上場適格性調査を行う部門(以下「上場適格性調査部門」という。)を設置すること。
- (2) 上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。

(3) 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進を行う部門及び上場指導を行う部門を担当しないこと。

(社内規則等の制定)

第 9 条 幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(社内検査の実施)

第 10 条 幹事取引参加者は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。